



島根県報

令和4年3月1日(火)

号外第21号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

2

人 事 委 員 会 規 則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月1日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第1号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項本文中「職員（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）が任用の日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合又は任用の日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合は」を「1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）における任期が6月以上である職員に対し」に、「任用の日から起算した継続勤務期間」を「継続勤務年度数」に改め、同項の表中「任用の日から起算した継続勤務期間」を「継続勤務年度数」に、

6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月 以上	を
----	------	------	------	------	------	------------	---

初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 以上	に改め、同条中第2項を第4項とし、第1項
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----------	----------------------

の次に次の2項を加える。

- 2 任命権者は、1の年度における任期が6月未満である職員に対し、週の期間により勤務日が定められている者にあつては次の表の左欄に掲げるその者の1週間当たりの勤務時間又は1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間により勤務日が定められている者にあつては同表の中欄に掲げるその者の1週間当たりの勤務時間又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる任期の区分ごとに定める日数の年次有給休暇を与えなければならない。

1週間当たりの勤務時間 又は1週間の勤務日の日 数	1週間当たりの勤務時 間又は1年間の勤務日 の数	任 期				
		1月以上 2月未満	2月以上 3月未満	3月以上 4月未満	4月以上 5月未満	5月以上 6月未満
29時間以上又は5日以上	29時間以上又は217日 以上	1日	3日	5日	6日	8日
4日	169日から216日まで	1日	2日	3日	4日	5日
3日	121日から168日まで		1日	2日	3日	4日
2日	73日から120日まで		1日	1日	2日	2日

- 3 前2項の規定にかかわらず、1の年度において、任期が終了した職員が引き続き任用される場合に加えて与えられる年次有給休暇の日数は、当該職員の当該1の年度における任用の初日から任用期間を通算した場合に同項の規定により与えられるべき年次有給休暇の日数から、当該1の年度において既に与えられた年次有給休暇の日数を差し引いた日数（当該日数が零を下回る場合は、零）とする。

第6条第1項第8号中「(次号の規定の適用を受ける職員を除く。)」を削り、同項第9号を削り、同項第9号の2中「(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)」を削り、同号を同項第9号とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。